

2 国際第 886 号

関税割当公表第 49 号

令和 3 年度のオーストラリア産豚肉、冷凍の豚臓器及び豚肉調製品の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づき割当ての対象となる豚肉、冷凍の豚臓器及び豚肉調製品（以下「オーストラリア産豚肉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 2 月 15 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

オーストラリア産豚肉等（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 0203.11 号の 2、第 0203.12 号の 2、第 0203.19 号の 2、第 0203.21 号の 2、第 0203.22 号の 2、第 0203.29 号の 2、第 0206.49 号の 2 の（1）、第 1602.41 号、第 1602.42 号及び第 1602.49 号の 2 に掲げる物品）

2 合計割当数量 14,000 t

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第2 関税割当申請書の受付の担当課

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 令和3年3月30日（火）から令和4年3月29日（火）まで

ただし、各申請日時点で年度当初からの申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量（以下「限度数量」という。）を超える場合は、令和3年度の残りの期間は申請の受付は行わないこととし、令和3年度における申請の受付は終了した旨を当省ホームページ

（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_aus/index.html）

に掲載する。

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に当省へ必着とする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課（豚肉、冷凍の豚臓器及び豚肉調製品）担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

オーストラリアが発給する証明書（以下「オーストラリア証明書」という。）を所持する者であって、当該証明書の「輸入者」の欄に記載された

者と同一である者

ただし、次の1から4に該当する場合は、申請を受け付けないものとする。

- 1 オーストラリア証明書に表示されている2次元バーコードが正常でないこと等によって、必要な情報が読み取れない場合
- 2 オーストラリア証明書の証明書番号が、同一の限度数量に係る令和3年度の申請で使用済みである場合
- 3 オーストラリア政府から、オーストラリア証明書が取り消され、当該証明書が無効である旨の連絡が、農林水産省に対してなされた場合
- 4 その他オーストラリア証明書の記載内容を含め、当該証明書に真正性がないと認められる場合

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 オーストラリア証明書の写し2通（別記様式）
- 2 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

ただし、令和2年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において2の書類の内容に変更のないものは、2の書類の添付を必要としない。また、本公表により2件以上申請する場合であつて、2の書類の内容に変更のないものは、2件目以降は2の書類の添付を必要としない。

第7 割当基準

年度当初からの申請数量の総計が限度数量に達するまで、オーストラリア証明書に記載された数量の範囲内で申請のあつた数量を、申請順に割り当てるものとする。

ただし、同一申請日の申請は同着とみなし、申請数量の総計が限度数量を超える場合には、当該申請日終了後、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から限度数量に達するまで割り当てることとする。

なお、抽選の実施については、当該申請期間終了後に当省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_aus/index.html）において公表する。

第8 関税割当証明書の交付及びその停止

- 1 各申請日に提出のあった関税割当申請書については、原則として申請日の翌日から起算して2日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に関税割当証明書を発給するものとするが、年度当初からの申請数量の総計が限度数量を超える場合は、第7により抽選を実施した後、関税割当証明書を発給するものとする。

ただし、第5から第7までに基づく審査に時間を要する案件の場合には、関税割当証明書の発給が遅れることがある。

- 2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

- 3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第 10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、第6の2に掲げる添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録

（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

- 6 申請に関する電話による問い合わせ先は次のとおり。

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3502-8181 内線84397）

第 11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページにおいて公表する。

(別記様式) オーストラリアが発給する証明書

AUSTRALIAN TARIFF RATE QUOTA CERTIFICATE (JAPAN)

Exporter (name, full address, country)	Certificate number	Quota Year
	Commencement date	Expiry date
Importer (name, full address, country)	Quantity (unit of measure)	
	Quantity (in words)	
Description of goods		HS Tariff Classification Number
Certification by the Competent Authority/Authorised Body of Australia		(proposed digital impression)

This certificate is issued electronically by the Australian Government Department of Agriculture to the exporter named above. The certificate can be verified and have the authenticity checked using the verification information provided by the Australian Government Department of Agriculture to the Japan Ministry of Agriculture, Fisheries and Forestry.